

富津市地域公共交通会議
令和6年度 歳入歳出決算書

資料 2

〔歳 入〕

(単位：円)

款 項 目	予 算 現 額	収入済額	比較増減	説 明
	予算額			
1 負担金	0	0	0	
1 負担金	0	0	0	
1 負担金	0	0	0	
2 国庫補助金	3,057,000	2,792,000	△ 265,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
1 国庫補助金	3,057,000	2,792,000	△ 265,000	
1 国庫補助金	3,057,000	2,792,000	△ 265,000	NPO法人わだち 1,587,000 NPO法人峰上交通 1,205,000
3 繰越金	3,643	3,643	0	
1 繰越金	3,643	3,643	0	
1 繰越金	3,643	3,643	0	前年度繰越金
4 諸収入	1	0	△ 1	
1 雑入	1	0	△ 1	
1 雑入	1	0	△ 1	
合 計	3,060,644	2,795,643	△ 265,001	

〔歳 出〕

(単位：円)

款 項 目	予 算 現 額			支出済額	不用額	説 明
	予算額	流充用額	計			
1 総務費	1,760	0	1,760	880	880	
1 総務管理費	1,760	0	1,760	880	880	
1 会議費	0	0	0	0	0	
2 事務費	1,760	0	1,760	880	880	振込手数料
2 事業費	3,057,000	0	3,057,000	2,792,000	265,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
1 事業費	3,057,000	0	3,057,000	2,792,000	265,000	
1 事業費	3,057,000	0	3,057,000	2,792,000	265,000	NPO法人わだち事業費補助金 1,587,000 NPO法人峰上交通事業費補助金 1,205,000
3 返還金	0	0	0	0	0	
1 返還金	0	0	0	0	0	
1 返還金	0	0	0	0	0	
4 予備費	1,884	0	1,884	0	1,884	
1 予備費	1,884	0	1,884	0	1,884	
1 予備費	1,884	0	1,884	0	1,884	
合 計	3,060,644	0	3,060,644	2,792,880	267,764	

歳 入 合 計 2,795,643

歳 出 合 計 2,792,880

差 引 残 金 2,763

※差引残金については、次年度へ繰り越すこととします。

**富津市地域公共交通会議
令和7年度歳入歳出予算書(案)**

〔歳 入〕

(単位：円)

款 項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	説 明
1 負担金	48,000	0	48,000	
1 負担金	48,000	0	48,000	
1 負担金	48,000	0	48,000	市地域公共交通会議負担金
2 国庫補助金	4,508,000	3,057,000	1,451,000	地域公共交通確保維持改善事業費 補助金
1 国庫補助金	4,508,000	3,057,000	1,451,000	※事業年度中のため未確定
1 国庫補助金	4,508,000	3,057,000	1,451,000	NPO法人わだち 1,864,000 NPO法人峰上交通 2,644,000
3 繰越金	2,763	3,643	△ 880	
1 繰越金	2,763	3,643	△ 880	
1 繰越金	2,763	3,643	△ 880	前年度繰越金
4 諸収入	237	1	236	
1 雑入	237	1	236	
1 雑入	237	1	236	預金利息等
合 計	4,559,000	3,060,644	1,498,356	

〔歳 出〕

(単位：円)

款 項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	説 明
1 総務費	48,000	1,760	46,240	
1 総務管理費	48,000	1,760	46,240	
1 会議費	9,000	0	9,000	お茶代
2 事務費	39,000	1,760	37,240	郵便代、振込手数料
2 事業費	4,508,000	3,057,000	1,451,000	地域公共交通確保維持改善事業 費補助金
1 事業費	4,508,000	3,057,000	1,451,000	
1 事業費	4,508,000	3,057,000	1,451,000	NPO法人わだち事業費補助金 1,864,000 NPO法人峰上交通事業費補助金 2,644,000
3 返還金	0	0	0	
1 返還金	0	0	0	
1 返還金	0	0	0	
4 予備費	3,000	1,884	1,116	
1 事業費	3,000	1,884	1,116	
1 予備費	3,000	1,884	1,116	
合 計	4,559,000	3,060,644	1,498,356	

監 査 報 告 書

令和7年5月31日

富津市地域公共交通会議

会長 中山 正之 様

監査委員 _____

監査委員 _____

私たちは、富津市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第15条第2項の規定に基づき、富津市地域公共交通会議の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の決算及び出納資料について監査を行いました。

監査の結果、当会議の出納は、要綱及び富津市地域公共交通会議財務規程のとおり適正に執行されているものと認められました。

よって、私たちは、上記決算が、富津市地域公共交通会議の令和6年度事業の執行状況を適正に表示しているものと認め、報告します。

富津市地域公共交通会議財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、富津市地域公共交通会議設置要綱第16条の規定により、富津市地域公共交通会議（以下「会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 会議の予算は、富津市からの負担金、関係団体等からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、会議に諮るものとする。

3 会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。ただし、当該年度の出納は翌年の5月31日をもって閉鎖するものとする。

4 会長は、第2項の規定により、予算が会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに富津市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに会議に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が会議の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の区分は、別表1のとおりとする。

2 歳出予算の区分は、別表2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表1及び別表2を変更することができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、会長の決定によるものとする。

(出納及び現金等の保管)

第6条 会議の出納は、会長が行う。

2 会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預けなければならない。

(会議出納員)

第7条 会長は、会議の事務局職員のうちから会議出納員を命ずることができる。

2 会議出納員は、会長の命を受けて、会議の出納その他会計事務を処理する。

(収入及び支出の手続)

第8条 会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、富津市の例により行うものとする。

2 会議出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、会議の決算を調整し、会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、設置要綱第15条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに富津市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和5年7月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

歳入予算の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 国庫支出金	1 国庫補助金	1 国庫補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 雑入	1 雑入

別表 2（第 4 条関係）

歳出予算の区分

款	項	目
1 総務費	1 総務管理費	1 会議費
		2 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 返還金	1 返還金	1 返還金
4 予備費	1 予備費	1 予備費